第５７号

協会だより

平成２８年１月

三重県高圧ガス安全協会

三重県高圧ガス溶材組合

目　次

新年のご挨拶
・三重県高圧ガス安全協会会長　・・・・・・・・・　1
・三重県防災対策部長　・・・・・・・・・　2
三重県からのお知らせ
・平成26年度　三重県内の高圧ガス事故情報　・・・・　3
・平成27年の高圧ガス事故の発生状況　・・・・　4
・高圧ガス移動車両路上点検結果　・・・・・・・・・　5
保安大会
・中部高圧ガス保安大会　・・・・・・・・・　6
受賞者のことば
・中部近畿産業保安監督部長表彰を受賞して
（優良製造所）四日市合成㈱六呂見工場　・・・・　7
（優良販売業者）杉浦産業㈱　・・・・・・・・・　8
コンプライアンスシリーズ（№12）
・製造、貯蔵、消費に係る手続き　・・・・・・・・・　9
我が社の保安管理
・三菱ガス化学㈱四日市工場　・・・・・・・・・　１５
・㈱エクセディ上野事業所　・・・・・・・・・　１７
弥･味･嘉さんのひと言（第12回 最終回）
・私の交通安全活動　・・・・・・・・・　１９
趣味の時間
・趣味が講じて仕事に　・・・・・・・・・　２１
高圧ガス輸送防災講習会　・・・・・・・・・　２４
高圧ガス消費事業所講習会　・・・・・・・・・　２５
消防機関高圧ガス講習会　・・・・・・・・・　２６
高圧ガス実験・訓練　・・・・・・・・・　２７
富山県高圧ガス移動防災訓練視察記　・・・・・・・・・　２９
平成28年度(上期)講習会のお知らせ　・・・・・・・・・　３０
平成27年度高圧ガス製造保安責任者等試験結果　・・・・　３１
編集後記　・・・・・・・・・　３３
☆私のワンショット　・・・・・・・・・　裏表紙

表紙写真：ロダン作 考える人

新 年 の ご 挨 拶

三重県高圧ガス安全協会
会長　村　重　伸　顕
（東ソー㈱取締役四日市事業所長）

平成28年の新春を迎え、会員の皆様におかれましては健やかに新年を迎えられたこととお喜び申し上げます。

一昨年、三重県高圧ガス安全協会会長に就任後、皆様のご支援、ご協力を賜りながら、協会の運営に携わってまいりました。

今年も引き続き三重県高圧ガス安全協会の活動にご理解を賜りますようよろしくお願い致します。

さて、昨年を振り返ってみますと、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の「三本の矢」の一体的推進により、デフレ脱却と経済再生が進み、総じて景気は緩やかな回復基調にあったといえます。

今年度の更なる飛躍に期待するものの、一方では中国経済や欧州経済などの海外景気の下振れ、原油価格の変動、円安など不安定な要素も少なからずある中で予断を許さない状況ともいえます。

他方、地域に目を向けますと、今年5月にこの三重県で「伊勢志摩サミット」が開催されることが決定しており、地域経済への波及効果にも大いに期待するところです。

そういった環境の中、高圧ガスの製造、消費、販売、移動に関わる各社様におかれましては、事故のない安定安全運転の継続が第一義であり、そのためには、人材育成の為の技術伝承、設備・施工管理の徹底、安全文化の醸成が重要であると考えています。

更に昨年4月には、高圧ガス保安協会より「リスクアセスメントガイドライン(Ver.1)」が公表され、従来にも増して非定常時及び設備、製造方法などの変更時の管理の徹底を図ることも大切な課題となっています。

加えて、襲来が予想されている南海トラフを震源とする地震及びそれに伴う津波など自然災害への備えとともに、テロへの対応についても十分に考慮し、安全で信頼できる高圧ガス事業の推進に努めなければならないと考えています。

最後になりますが、協会といたしましては、本年も監督官庁様のご指導の下、加盟各社の皆様と密に連携を図りながら、高圧ガスの保安の強化・継続に尽力したいと考えております。

本年も当協会の活動に関しまして昨年同様、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、新年のご挨拶とさせて頂きます。

新年の御挨拶

三重県防災対策部

部長　稲垣　司

平成28年の新春を迎え、謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

三重県高圧ガス安全協会並びに会員の皆様におかれましては、平素から高圧ガスの保安の確保に積極的に取り組んでいただいておりますことに、厚くお礼申し上げます。

高圧ガスの保安等、産業保安全体を取り巻く状況は、時代の変遷や技術の進歩、市場・国際的潮流の動向等により、常に変化しています。

このような中で、経済産業省においては、保安水準の維持・向上、重大事故の撲滅といった目標の達成に向けて、迅速・柔軟かつ効果的・効率的に対応できるような「賢い」規制へと進化させていく（＝産業保安規制のスマート化）ための議論が始まっているところです。これは、高圧ガス保安法等の関係法令に関する「自主保安の高度化」等を基本方針とした検討であり、今後、制度改正等も順次予定されていますので、ご留意いただきますようお願いします。

三重県では、高圧ガス等の産業保安に関する事故を未然に防止するため、高圧ガス等を取り扱う事業者に対する保安検査や立入検査を実施するとともに、保安担当者へのセミナーや研修会等を開催しています。

保安に関する現場力を向上させ、人材を育成していくことにより、安全の確保を図ってまいります。

さて、本年5月26日、27日には、主要国首脳会議（サミット）が伊勢志摩で開催されます。

伊勢志摩サミットの円滑な実施に向け、防災・危機対策に万全を期すため、県といたしましても、警戒体制の整備や必要な対策、取組等を鋭意進めているところであり、とりわけ高圧ガス等に関する安全の確保のためには、開催地域及びその周辺地域を対象とした重点立入調査や保安啓発等に努めています。

皆様方におかれましても、安全の確保のための自主的な保安の推進について、より一層ご尽力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後に、貴協会の益々の御発展と会員の皆様方の御健勝、御活躍を心からお祈りするとともに、本年が事故・災害の無い良い年になりますことを切に願いまして、新年の御挨拶といたします。

三重県からのお知らせ

平成２６年度 三重県内の高圧ガス事故情報

平成26年度の三重県内での高圧ガス事故は、容器の盗難・喪失の事故を除き、下表のとおり13件発生しており、前年度より1件の増加でした。

幸い死傷者は発生していませんが、ハインリヒの法則から示唆されるようにこれらの事故は重大事故につながりかねません。

事故の内訳をみると、13件中12件が漏えい、1件が火災という結果でしたが、事故の原因としては、腐食管理不良が半数を占めていることから、設備点検等を通して、今一層の設備管理を実施していただき、今後とも事故の未然防止に努めてください。

No.	年月日 （場所）	事故概要 【規則の種別】	被害		原因
			人的	物的	
1	H26.4.4 (四日市市)	熱交換器出口配管エルボ部からの漏えい【コンビ則】	なし	なし	検査管理不良、 腐食管理不良
2	H26.4.25 (いなべ市)	冷凍機のキャピラリーチューブからのR22漏えい【冷凍則】	なし	なし	施工管理不良
3	H26.5.23 (津市)	冷凍機の熱交換器コイルからのR22漏えい【冷凍則】	なし	なし	腐食管理不良
4	H26.6.2 (伊勢市)	配送車から転落した容器からのＬＰガス漏えい【液石則】	なし	なし	交通事故
5	H26.6.21 (四日市市)	フランジ溶接線からの応力腐食割れによる漏えい【コンビ則】	なし	なし	設計不良、 腐食管理不良
6	H26.8.25 (四日市市)	高所放出管からの火災【コンビ則】	なし	なし	シール管理不良
7	H26.9.9 (四日市市)	ローリーから受入直後のローディングアーム第一バルブからのアンモニア漏えい【コンビ則】	なし	なし	シール管理不良、 点検不良
8	H26.10.15 (四日市市)	付属冷凍の圧力発信器元弁継ぎ手からのR22漏えい【コンビ則】	なし	なし	腐食管理不良、 点検不良
9	H26.10.26 (津市)	冷凍機の熱交換器配管からのR22漏えい【冷凍則】	なし	なし	調査中
10	H26.11.7 (四日市市)	冷凍機の空冷熱交換器配管からの漏えい【冷凍則】	なし	なし	調査中
11	H26.11.13 (四日市市)	配管からの水素漏えい【コンビ則】	なし	なし	腐食管理不良
12	H27.1.15 (四日市市)	付属冷凍のフレア式継手からのR404a漏えい【コンビ則】	なし	なし	調査中
13	H27.3.12 (いなべ市)	空気圧縮機の高圧シリンダー破損による空気漏えい【一般則】	なし	なし	調査中

三重県からのお知らせ

平成２７年の高圧ガス事故の発生状況

平成27年及び過去４年間の高圧ガス事故の発生状況についてお知らせします。

※　このページにおける事故件数は暦年（1～12月）で計数しています。

１．全国の事故件数の推移（災害）　（単位：件）

		平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
製造事業所	冷 凍	180	124	145	125	12
	コンビナート	68	56	39	45	4
	Ｌ Ｐ	27	21	23	16	1
	一 般	122	102	81	67	12
	小 計	397	303	288	253	29
移 動		26	29	40	30	4
消 費		62	83	52	72	14
その他		5	13	12	7	1
合 計		490	428	392	362	48

※高圧ガス保安協会ホームページより引用　平成 27 年は 2 月末現在の数値

２．県内の事故件数の推移（災害）　（単位：件）

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
事故件数	19	14	12	15	15

※平成 27 年は 11 月末現在の数値

３．県内の事故件数の推移（喪失・盗難）　（単位：件）

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
事故件数	19	10	26	17	10

※平成 27 年は 11 月末現在の数値

４．事故の発生状況

①　平成 26 年の全国の高圧ガス事故については、喪失・盗難を除いた災害件数は 362 件であり、平成 23 年以降減少傾向にあるものの、依然として、高い水準にあります。

②　平成 26 年の三重県内の高圧ガス事故については、喪失・盗難を除いた災害件数は 15 件であり、毎月１回以上、何らかの事故が起こっている頻度となっています。

なお、平成 27 年は 11 月末までに既に前年と同数の 15 件の事故が報告されており、うち１件で負傷者（軽傷１名）が発生しています。

③　高圧ガス事故の原因としては、設備の劣化・腐食管理不良によるもの、誤操作・誤判断によるものが全国的に多い傾向にあり、設備の維持管理及び教育訓練等によるヒューマンエラー対策が重要と考えられます。

④　三重県内の高圧ガス容器の喪失・盗難事故については、近年多く発生しており、特に LP ガス容器の盗難が北勢地区で多く発生しています。

今後もより一層、保安の確保に努めていただきますようお願いいたします。

三重県からのお知らせ

高圧ガス移動車両路上点検結果

昨年 11 月に県内 14 箇所において、高圧ガス移動車両の路上点検を行った結果は、次のとおりでした。

１．点検車両台数及び違反車両台数

点検車両台数					違反車両台数				
ローリー		ばら積み		計	ローリー		ばら積み		計
ＬＰ	一般	ＬＰ	一般		ＬＰ	一般	ＬＰ	一般	
９	２	１１	５	２７	０	０	１	０	１

２．違反事項別件数

応急用資材工具等の不備	１
容器の積載方法等の不備	１

※違反が認められた車両については、既に違反事項を是正した旨の報告を事業者から受けています。

今回の路上点検での違反は、ＬＰガス容器を積載した車両１台でした。

違反の内容は、「容器の転倒転落防止の不備」と「応急用資材工具の不足」であり、移動基準の基本的な項目について確認がなされていないと言えます。

ただ、点検車両 27 台中、違反車両が１台と極めて少なく、良好な結果といえます。

今後とも違反車両０台をめざし、一層の保安の確保に努めてください。

消火器の点検状況
（四日市市内）

中部高圧ガス保安大会

11 月 16 日（月）に名古屋逓信会館で開催された第 29 回中部高圧ガス保安大会（主催:中部高圧ガス保安団体連合会）において、高圧ガス保安中部近畿産業保安監督部長表彰が行われ、三重県高圧ガス安全協会、溶材組合の関係者では、次の方が受賞されました。

中部近畿産業保安監督部長表彰　（関係分、敬称略）

- 優良製造所　四日市合成㈱六呂見工場
- 優良販売業者　杉浦産業㈱

表彰を受ける四日市合成㈱様（左）、杉浦産業㈱様

今年度の保安大会から記念講演が実施されることになり、名古屋大学減災連携研究センター長・教授の福和信夫氏より「過去の地震に学ぶ南海トラフ巨大地震に備える」の特別講演があり、我々が「少し心配すること」の内容で、解り易い説明でした。

例えば、この一年間でも各所での火山噴火、豪雨による河川氾濫、チリ地震の津波影響など、自然災害大国に住んでいること。

日本人は備蓄をしない(食糧:近くにスーパーやコンビニがある、携帯電話:電気はどこにでもある)が、これが一瞬に遮断されたら生活ができない状況になること。

過去の地震統計により、南海トラフ地震はいつ起きても不思議ではないこと。特に首都圏では多くの人災が発生する恐れがあること。是非、『地域愛』を大切にして、安全な地元にすることが必要であること。

身近には『気が付かない危険』が多くあることを再認識できた講演でした。

（東ソー 森川記）

全国保安大会は 10 月 23 日に開催されました。
三重県保安大会は、開催されませんでした。

受賞者のことば

中部近畿産業保安監督部長表彰を受賞して

四日市合成株式会社六呂見工場
取締役製造部長　渡 邉　競

この度は平成 27 年度の高圧ガス保安中部近畿産業監督部長表彰において、優良製造所として表彰をいただき、誠にありがとうございます。

日頃からご指導いただいている中部近畿産業保安監督部様をはじめとして、三重県防災対策部様、三重県高圧ガス安全協会様、並びにこれまでご指導賜りました関係各位のお力添えがあってのことと深く感謝申し上げます。

弊社は、三菱油化㈱、第一工業製薬㈱、ライオン油脂㈱の 3 社合弁企業として、昭和 34 年に第一コンビナートで操業開始いたしました。

界面活性剤製造の受託事業から出発し、自社開発品事業も併せて拡大しながら、今回表彰いただいた六呂見工場を昭和 43 年より操業開始いたしました。

高圧ガスや様々な危険物を原料とし、親会社が販売する工業薬剤等を製造する石化中間原料メーカーです。一般のご家庭で直接ご使用いただく製品はありませんが、親会社や他のお客様を通じて、広く皆様の身近でお役に立つ製品を供給してまいりました。

コンビナート企業としては決して大きくはありませんが、自社品事業の製造技術を研鑽し“四日市から世界で通用するジャパンクオリティ”を安定供給すべく、日々努力を重ね、それらの製品品質を支えるために『安全・環境・品質・人材』の 4 つの方針を掲げて、レスポンシブルケア活動や内部統制活動の中で保安防災、法令順守、環境保全への取組を強化してまいりました。

また、1990 年より 25 年間 TPM 活動を継続し、設備メンテナンスはもちろん業務改善活動の中で、リスクアセスメント・保安教育の拡充・技術の伝承に取組んでいます。

今回の受賞はこれらの取組を評価いただいたものと従業員一同、大変な励みと感じております。

三重県においては、一昨々年には式年遷宮があり、今年は伊勢志摩サミットが予定されており、最近の盛り上がりは非常に喜ばしいことであります。

県内の地名である「四日市」を冠する当社がその盛り上がりに水をさすことのないよう、より一層気を引き締めて保安防災、法令順守に努めてまいる所存です。

これからも皆様のご指導・ご鞭撻賜りますようよろしくお願い申し上げます。

受賞者のことば

中部近畿産業保安監督部長表彰を受賞して

杉浦産業株式会社
代表取締役　杉浦康之

この度、高圧ガス優良販売業者として高圧ガス保安中部近畿産業保安監督部長表彰を賜りましたことは、長年高圧ガス販売に携わってきた弊社並びに従業員にとって身に余る栄誉であり光栄に存じます。ご推薦くださいました三重県様をはじめ、三重県高圧ガス安全協会様、並びに関係各位に深く感謝をすると共に心よりお礼申し上げます。

弊社は昭和21年に創業以来半世紀以上“お客様から信頼いただける企業”を目標に一般工業用ガスを中心として、タイムリーかつスピーディーな対応と地域産業に根ざす販売を行ってまいりました。

昭和49年に関連会社として高圧ガス製造工場（杉浦高圧㈱）を設立し、安定供給に万全を期すとともに、全従業員の知識向上のため、製造保安責任者、販売主任者、製造管理者等の免許取得を推進するなどし、保安管理にも万全を期しています。

また、2003年にISO9001を取得して高圧ガス販売、保安、安定供給マネジメントシステムを構築し、その活動の一環として社内外での保安教育、取扱い商材勉強会等の実施や顧客先にて保安講習会を毎年定期的に行うなど、顧客様と共に高圧ガス及び製造施設の知識を高める事により、我々の取扱う「危険物」を安全且つ安心してご使用いただけるよう推進しております。

四日市営業所におきましては、第1コンビナート建設時より地域企業様に安全活動、自主保安の大切さをご教示頂きながら、今日まで事故無く営業できましたことに改めてお礼申し上げます。

今後も無事故、無災害に努めてまいる所存でございます。

更には、発生が危惧される南海トラフ巨大地震対策として、製造施設の耐震補強、津波による高圧ガス容器流出防止対策等の安全強化並びに容器盗難防止対策の強化などの課題を遂行しなくてはなりません。

この度の受賞を励みに、より一層の保安活動の向上に努め、地域社会において安全・信頼を頂ける会社作りを進めてまいりますので、関係各位のご指導、ご鞭撻のほど宜しくお願い致します。

コンプライアンスシリーズは、三重県防災対策部
消防・保安課予防・保安班に執筆いただいています。

コンプライアンスシリーズ No.12

製造、貯蔵、消費に係る手続き

高圧ガスに係る施設を設置する場合、高圧ガス保安法に基づき、製造、貯蔵又は消費、若しくはそれら複数に係る手続きが必要となります。

今回は、高圧ガスに係る施設を新規に設置する場合及び増設する場合を例に解説します。

＜用語＞
法　・・・・ 高圧ガス保安法（昭和 26 年 6 月 7 日法律第 204 号）
政　令・・・・ 高圧ガス保安法施行令（平成 9 年 2 月 19 日政令第 20 号）
一般則・・・・ 一般高圧ガス保安規則（昭和 41 年 5 月 25 日　通商産業省令第 53 号）
内　規・・・・ 高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）
（平成 19 年 7 月 1 日　平成 19･06･18 原院第 2 号）

1　高圧ガス設備を新規に設置する場合

次のような高圧ガス施設を新規に設置する場合、どのような手続きが必要となるでしょうか。【図１】

＜設置する高圧ガス施設＞
- 液化窒素のコールドエバポレータ（ＣＥ）
- 圧縮水素の容器（消費用）

【図１】

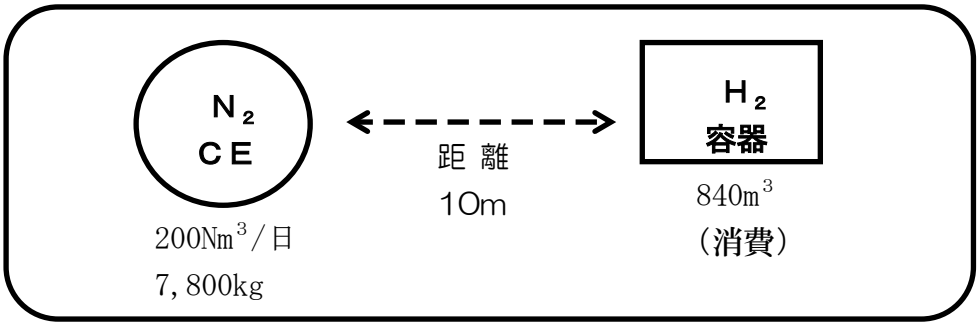

(1) 製造

設置する製造施設は液化窒素のコールドエバポレータであり、処理能力が 200Nm³/日であるため、**「第二種製造者」**となります。

（200Nm³/日　＜　300Nm³/日
【法第 5 条第 1 項第 1 号及び第 2 項第 1 号並びに政令第 3 条】）

(2) 貯蔵

この事業所には窒素 7,800kg 及び水素 840m³ の高圧ガスを貯蔵します。

貯蔵施設の取扱いは、窒素のコールドエバポレータと水素容器との距離（10m）が 30m 以下であるため、それぞれ独立した貯蔵施設ではなく、両者を合わせて一の貯蔵施設として取扱います。

（消費設備内高圧ガス以外のガスについては、次の場合に合算する。
・設備（容器）が配管によって接続されている場合
・設備（容器）が配管によって接続されていないときであって次の場合
　i） 設備（容器）と設備（容器）との間が 30m 以下である場合
　ii）設備（容器）が同一構築物内にある場合
　　【内規　Ⅰ．高圧ガス保安法関係　第 16 条関係(2)】）

事業所内に窒素（第一種ガス）7,800kg 及び水素 840m³ の高圧ガスを貯蔵するので、この貯蔵施設は**「第一種貯蔵所」**となります。

（1,000+(2/3)×(7,800÷10)＝**1,520m³ ＜ 1,620m³**（＝840+(7,800÷10)）
【法第 16 条第 1 項及び第 3 項、政令第 5 条、並びに一般則第 102 条】）

(3) 消費

水素を 840m³ 貯蔵して消費を行うため、当該水素は「特定高圧ガス」となり、この事業所を設置する者は**「特定高圧ガス消費者」**となります。

（300m³ ＜ 840m³
【法第 24 条の 2、令第 7 条第 2 項】）

【図２】

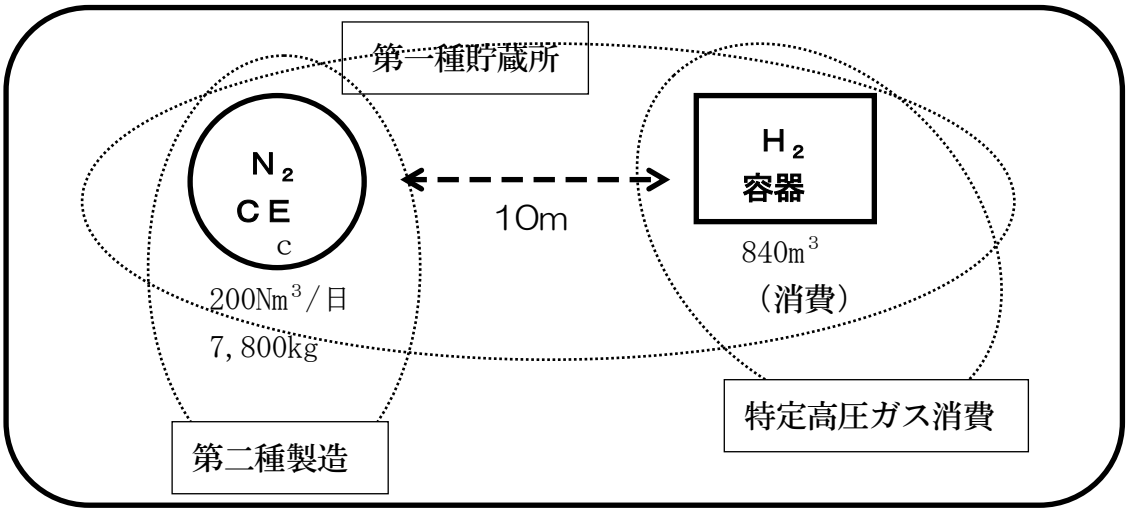

以上のことをまとめると図２のようになり、この事業所を設置する者は、「第二種製造者」、「第一種貯蔵所の所有者」及び「特定高圧ガス消費者」となって、以下の手続きが必要です。

① 高圧ガス製造事業届書の提出
② 第一種貯蔵所設置許可申請書の提出
（設置工事完成後に第一種貯蔵所完成検査申請書の提出）
③ 特定高圧ガス消費届書の提出

2　高圧ガス設備を増設する場合

次に、この事業所が事業拡大のため液化石油ガスを燃料とする乾燥炉を増設する場合、どのような手続きが必要となるでしょうか。【図３】

なお、液化石油ガスは貯槽により貯蔵し、液化石油ガスを受け入れるための圧縮機を設置するものとします。（高圧ガス製造施設）

【図３】

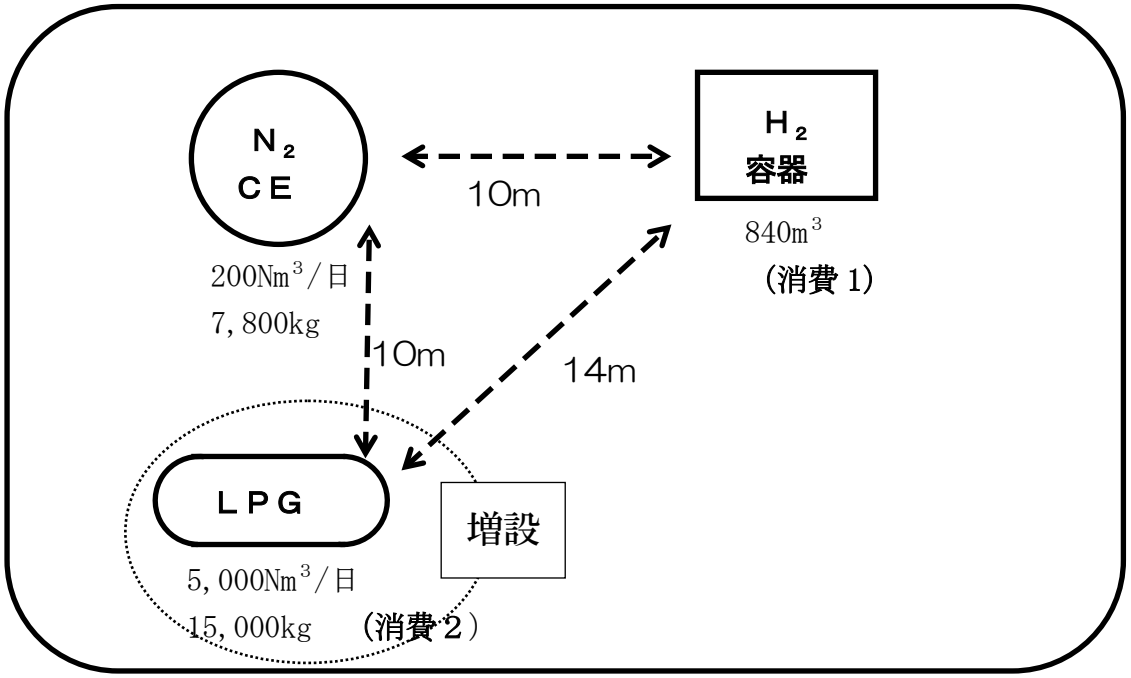

(1) 製造

今回、液化石油ガスの製造施設を増設することにより、この事業所の製造施設は窒素のコールドエバポレータと液化石油ガスの製造施設の２つになります。

高圧ガス保安法では、第一種製造者か第二種製造者かを判断するのは、施設ごとの処理能力ではなく事業所全体の処理能力で判断します。

第５条　次の各号の一に該当する者は、<u>事業所ごとに</u>、都道府県知事の許可を受けなければならない。
一、二（略）
２　次の各号の一に該当する者は、<u>事業所ごとに</u>・・・・、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
一、二（略）
【法第５条第１項、第２項】

今回液化石油ガスの製造施設を増設することにより、事業所全体の処理能力は、

200 ＋ 5,000 ＝ 5,200 Nm³/日

となり、300Nm³/日を超えるので、**「第一種製造者」**となります。

※「第二種製造者」→「第一種製造者」

(2) 貯蔵

今回液化石油ガスを 15,000kg を新たに貯蔵することになり、また、窒素、水素、液化石油ガスがそれぞれ 30m 以内に位置しているため、1 (2)で説明したように、「増設した液化石油ガスを含め一の貯蔵施設として取り扱う」と思われるかもしれませんが、ちょっとお待ちください。

ここで、法第 16 条と法第 17 条の 2 を見てみましょう。

第 16 条　容積三百立方メートル（・・・・）以上の高圧ガスを貯蔵するときは、あらかじめ都道府県知事の許可を受けて設置する貯蔵所（以下「第一種貯蔵所」という。）においてしなければならない。**ただし、第一種製造者が第五条第一項の許可を受けたところに従つて高圧ガスを貯蔵するとき、又は・・・・貯蔵するときは、この限りでない。**

第 17 条の 2　容積三百立方メートル以上の高圧ガスを貯蔵するとき（第十六条第一項本文に規定するときを除く。）は、あらかじめ、都道府県知事に届け出て設置する貯蔵所（以下「第二種貯蔵所」という。）においてしなければならない。**ただし、第一種製造者が第五条第一項の許可を受けたところに従つて高圧ガスを貯蔵するとき、又は・・・・貯蔵するときは、この限りでない。**

【法第 16 条、17 条】

つまり、高圧ガス保安法では**製造の許可を受けて貯蔵している高圧ガスは、第一種貯蔵所や第二種貯蔵所の範囲には含まれない**ということです。

今回のケースでは、窒素と液化石油ガスは貯蔵も含めて第一種製造者としての許可の範囲に含まれますので、法第 16 条又は第 17 条の 2 の対象となる貯蔵施設は水素の貯蔵施設のみとなります。

水素の貯蔵量は 840m³ であり、300m³ 以上 1,000m³ 未満ため、この貯蔵施設は**「第二種貯蔵所」**となります。(法第 16 条第 1 項、法第 17 条の 2 及び政令第 5 条)

※「第一種貯蔵所」→「第二種貯蔵所」

(3) 消費

今回、液化石油ガスを燃料として使用する施設を増設しますので、この事業所の高圧ガスを消費する施設は水素と液化石油ガスの２施設となります。また、液化石油ガスの貯蔵量は 15,000kg であり、3,000kg を超えていますので、この液化石油ガスは「特定高圧ガス」となります。(法第 24 条の 2、政令第 7 条第 2 項)

高圧ガス保安法では、特定高圧ガスの消費については、特定高圧ガスの消費施設ごとではなく事業所ごとの取り扱いとなりますので、今回のケースのように特定高圧ガスの消費の施設を増設した場合は、新たに特定高圧ガス消費届を提出するのではなく、**特定高圧ガス消費施設等変更届書の提出**が必要となります。

> 第24条の2　圧縮モノシラン、・・・・その他の高圧ガスであつてその消費に際し災害の発生を防止するため特別の注意を要するものとして政令で定める種類のもの又は液化酸素その他の高圧ガスであつて・・・・政令で定める種類の高圧ガス（以下「特定高圧ガス」と総称する。）を消費する者（・・・・）は、**事業所ごとに**、消費開始の日の二十日前までに、消費する特定高圧ガスの種類、消費（消費に係る貯蔵及び導管による輸送を含む。以下この項において同じ。）のための施設の位置、構造及び設備並びに消費の方法を記載した書面を添えて、**その旨を都道府県知事に届け出なければならない。**
> 【法第24条の2】

以上の(1)～(3)までを図にまとめますと下の図４のようになり、液化石油ガスの製造施設を増設することによって、この事業所を設置する者は、「第一種製造者」、「第二種貯蔵所の所有者」及び「特定高圧ガス消費者」となります。

【図４】

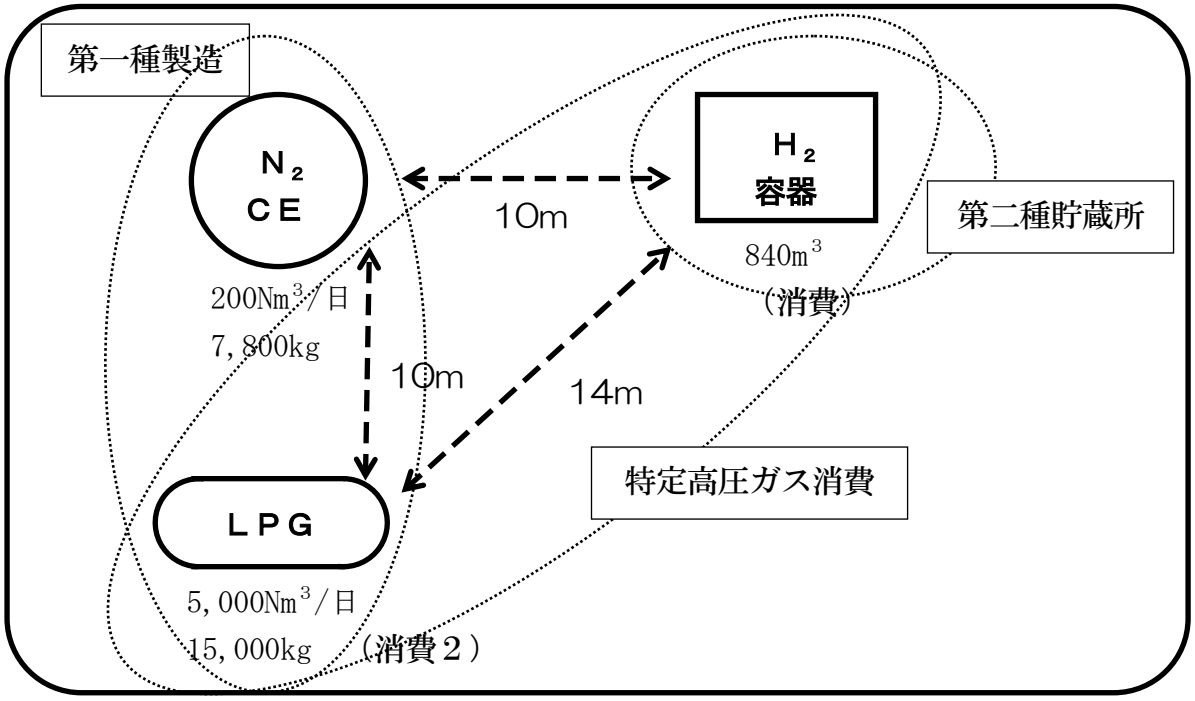

従って、この事業所は液化石油ガスの製造施設を増設する場合、以下の手続きが必要となります。

＜製造に係る手続き＞

① 高圧ガス製造許可申請書の提出

（液化石油ガス施設設置工事完成後に製造施設完成検査申請書の提出）

② 高圧ガス製造廃止届書の提出（第二種製造に係るもの）

※第二種製造者から第一種製造者となるため

＜貯蔵に係る手続き＞

① 第二種貯蔵所設置届書の提出（水素の貯蔵に係るもの）

② 貯蔵所廃止届書の提出（第一種貯蔵所に係るもの）

※第一種貯蔵所から第二種貯蔵所となるため

＜特定高圧ガス消費に係る手続き＞

① 特定高圧ガス消費施設等変更届書の提出

★　伊勢志摩サミットが近づきました。

身の回りから不用な高圧ガス容器を一掃しましょう！

プロパンガス・酸素ガス・アセチレンガス・スキューバ用空気などの高圧ガス容器が自宅の納屋や工場の片隅に眠っていませんか？

高圧ガス容器は、市町のゴミ回収には出せません。

海岸や空き地に放置されている容器は、腐食などで破裂する危険性があります。

容器を発見した場合や不要な容器がある場合は販売店や下記の団体へ相談してください。

※回収や処分には費用がかかる場合があります。

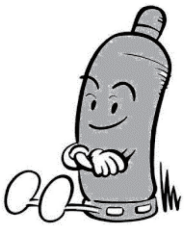

《 相談先 》

☆ＬＰガス容器については

一般社団法人三重県ＬＰガス協会　０５９（２２７）６２３８

☆ＬＰガス以外の高圧ガス容器については

三重県高圧ガス溶材組合　　０５９（３４６）１００９

（コンビナート部門）

「我が社の保安管理」

三菱ガス化学㈱四日市工場
四日市市日永東2丁目4番16号

１．三菱ガス化学㈱四日市工場の概要

当社は、1918 年設立の三菱江戸川化学㈱と 1951 年設立の日本瓦斯化学工業㈱の対等合併により 1971 年に発足しました。

以来、独自技術による特色ある優良化学会社を目指し、「化学にもとづく幅広い価値の創造を通じて、社会の発展と調和に貢献する」という存在理念のもと、社会の皆様と共に成長してまいりました。

四日市工場は、伊勢湾台風の傷跡が色濃く残る 1963 年に四日市市で産声を上げ、独自技術による過酸化水素の生産を開始し、その歩みをスタートさせました。

その後高度経済成長の流れに乗り、次々と製造プラントを建設しながら事業の拡大と発展を続け、今では過酸化水素、ポリアセタール樹脂、水加ヒドラジンなどの成熟した主力製品と高機能製品の成長により、当社の基幹工場として大きな役割を担っております。

２．安全衛生活動

当工場は、「社会との共生のため、安全・安心・安定操業を目指して事業活動を展開する」という基本方針のもと、全員が一丸となった安全衛生活動に取組んでいます。

その一つの柱として、長きにわたり５Ｓ活動に注力してまいりました。これは単なる清掃活動ではなく、異常を早期発見できる環境を維持することで、安全安心な職場を作るというものです。活動は各職場の自主性を重んじておりますが、推進役としての事務局の指導と情報発信、専門コンサルタントのアドバイスで確実に効果が上がり、来客の皆様より綺麗な工場になったとの評価を頂くまでになりました。

もう一つの注力している活動としては、「類似災害防止の取組み」があげられます。

当工場の過去事例を解析しますと、世間一般の傾向と同様に、類似災害に分類される事例が多いとの結果に至りました。

そこで、毎月の安全衛生委員会で 7 年前の同月に発生した事例を紹介し、当時の再発防止策が維持管理できているか、水平展開に漏れがないかを検証しています。

また昨年、過去 10 年の事例をまとめた「災害カレンダー」を完成させ、各職場の朝礼、安全集会等で活用しております。

さらに当工場のユニークな活動として、「私の安全宣言」があげられます。これは半年に一度、自らの安全目標をシールに記入しヘルメットに貼り付け、また工場長以下全員分の安全目標を掲示することで、自らの安全目標を宣言するというものです。この活動の目的は、安全に対して受け身にならず一人一人が考えるという意識付け、また決められたことを守るという躾の一環となります。効果が目に見えて現れる活動ではありませんが、「安全意識の高揚」に寄与するものと確信しており、今後も活動を継続して行きます。

３．保安力向上に向けて

近年、化学工場における重大な爆発事故が続けざまに発生し、地域社会の皆様はご心配のことと思います。当工場では、これらの事故を他山の石として、従来のリスクアセスメントの強化と、爆発事故に特化したリスクアセスメントを行い、危険リスクの低減に努めております。また工場の取組みを支援するための全社的な活動の受け皿として、工場保安防災部会を設置いたしました。

津波避難訓練

今後、保安力評価システム（安全工学会）の適用を図り、各製造課を中心に安全文化と安全基盤での到達点と不足部分を把握、PDCA により自主的に改善するシステムの確立を目指します。

発生が予想されている東南海・南海トラフ地震の対策としては、各建屋の耐震化工事を進めており、昨年からは製造プラントの耐震診断を開始しました。

また、大地震が発生した際に予想される中規模災害に備え、複数個所での火災、漏洩に対応する防災訓練に取組んでおり、被害を最小限に留める努力を続けてまいります。

消火訓練

４．終わりに

昨年、これらの地道な活動を評価頂き、安全衛生に関する三重労働局長奨励賞を受賞することができました。この受賞により、これまでの活動が評価を受けたとの喜びとともに、この賞に恥じない工場であり続けたいとの思いを得ました。

今後、一件の労働災害、事故も起こさないとの決意のもと、更に活動を強化してまいります。

三菱ガス化学四日市工場は、一昨年の2013年に操業50周年の大きな節目を迎えることができました。これも地域社会の皆様のご協力、ご理解の賜物と心よりお礼申し上げます。今後も地域社会の一員として、何より安全安心な工場としての取組みに努めてまいります。

（製造・消費部門）

「我が社の保安管理」

㈱エクセディ上野事業所
伊賀市小田町２４１８

１．株式会社エクセディの概要

弊社は 1950 年に自動車のマニュアルクラッチ専門メーカーである㈱大金製作所として創業を開始しました。

その後、産業機械、オートマチック車用トルクコンバータ等、駆動系部品の総合メーカーとして、開発、生産、販売活動を行っています。

1995 年に㈱エクセディに社名変更し、社会・お客様・私たちの喜びを創造しようという「喜びの創造」を企業理念として掲げています。

２．上野事業所の概要

上野事業所は1975年に上野工場として、鋳鍛造品のマニュアルクラッチ部品の生産を開始しました。

現在は、1980 年より生産を開始したオートマチック車用のクラッチトルクコンバータを主力製品として生産活動を行なっています。

上野事業所全景　敷地面積：146,856 ㎡
建屋面積：　71,803 ㎡

３．安全衛生活動

弊社では『EXEDY WAY』という会社方針の中で、安全･品質･ドンピシャ･コストという優先順位をつけて何事においても安全最優先で、全社一丸となっての安全活動に取り組んでいます。

＜安全衛生・環境方針＞

【基本方針】

安全衛生・環境の確保は、企業活動の基盤であり、社会的責任（ＣＳＲ）です。

企業活動すべてに於いて人間尊重・地球にやさしい環境づくりをします。

具体的な活動内容は、エクセディグループ全社での中央安全衛生委員会で重点管理項目や目標を具体的に定めて活動を推進しています。

主な活動項目は、

１）安全衛生委員会の定例開催

２）部門間相互ＳＲＡ(ｼｮｰﾄﾘｽｸｱｾｽﾒﾝﾄ)の実施

３）専門部会の定例開催

４）防火・防災避難訓練の実施

など年間計画に沿って活動しています。

【専門部会活動】

高圧ガス・衛生・電気・プレス・フォークリフト・クレーンの６部会の活動を実施しています。

いずれも運用管理状態が悪ければ重篤災害につながる項目であり、各部門より専門的な知識（資格者）を持った者が部会員となり、災害未然防止の水平展開はもとより、法令改正など最新情報についても部門間展開して適切な運用管理を維持継続しています。

【高圧ガス部会】

活動は２ヶ月に１回のペースで行っています。

高圧ガス設備のパトロールで適切な取り扱い指導などを行うほか、より高い専門知識習得の講習会を開催しています。

製造施設
①ｱﾙｺﾞﾝ･炭酸ｶﾞｽ
②窒素

消費施設
①水素③アンモニア
②ＬＰＧ

高圧ガス専門
知識講習会

【防火・防災避難訓練】

11 月に伊賀市消防本部様のご協力をいただき、弊社自衛消防隊との合同訓練を開催しました。

伊賀地方で震度６弱の地震が発生し、工場 2 階からの出火という想定で、はしご車による救出活動や放水活動、ＡＥＤによる蘇生活動など緊張感をもった訓練を実施することができました。

消防署と自衛消防隊の合同訓練

４．おわりに

高圧ガスをはじめ、災害防止の為に安全最優先で企業活動を行なっておりますが、エクセディでは、働いてよかったと思える会社を目指して『**I LOVE EXEDY 活動**』を展開し、社員アスリートのスポーツ支援活動を行っています。

今後も地域社会への貢献、環境活動への取り組みに関して、従業員一人ひとりが認識をもって取り組んでまいります。

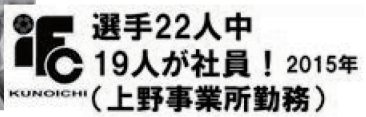

弥・味・嘉さんのひと言（第 12 回 最終回）

私の交通安全活動

今回は、地域の安全・安心のため、交通事故防止と地域の見守り活動で私が力を注ぎ、時間をかけていることに触れたいと思います。

交通事故は、非常に悲惨で当事者（加害者・被害者とも）は大きな後悔を残すこととなっている。

交通事故による死亡者数の推移をたどってみると、全国の交通事故死亡者数は昭和 25 年からの統計があり、この年は 4,000 余人であった。

45 年には 16,700 余人と最悪の犠牲者数で、「交通戦争」なる言葉も生まれたが、その後は減少傾向となり、51 年には 1 万人を割った。

しかし、再び増加傾向となったが、平成 8 年には 1 万人を割り込み、14 年には過去最多死亡者数の半減を達成した。

そして、21 年には 5 千人を割り込み、25 年に 4,373 人、昨年は 4,113 人と減少してきているものの、この数字は、最近の大災害をもたらした自然災害の死亡者数をはるかに超えているものである。

私の交通安全活動へのかかわりは、平成 8 年に運輸会社に出向した時から本格的に始まった。

社内の交通事故防止呼びかけに始まり、乗務員の交通事故防止意識高揚活動、事故直後の処理と事後折衝、原因調査、類似事故の防止対策に携わった。

在職中は、接触事故等の微細な交通事故を含めて、「年間の交通事故ゼロ」を掲げ、これを達成するべく種々の対応を取った結果、事故件数は過去最大件数の 3 割まで減少させることができたが、「ゼロ」までは届かなかった。

一方、自治会の交通安全委員から地区支部長、協会副会長へと任命され、高齢者の集いでは、交通事故防止・事故に巻き込まれない講話を行ってきた。

また、小学校、幼稚園、保育園でも交通安全のお話をしている。

高齢者の事故防止意識の高揚を訴えているが、私の地区では高齢者と子供の交通事故遭遇はほぼ皆無である。

これは喜ばしいことで、多大な効果があったと感じている。

しかし、交通事故防止は、運転者･歩行者全てにおいて永遠の課題である。

また、子供の見守り活動では、地域に呼びかけ、賛同者 160 名にユニフォームを配布して、小中学生の登下校時に通学路に立っていただき、不審者の警戒と交通事故防止を目的に日々活動している。

このコーナーでのつぶやきも今回で 12 回、足かけ 6 年となりました。

小欄を引き受けた当初は簡単に考え、たかをくくっていたものの、5 回目くらいからは何を話題にしようかと困るようになってしまい、拙い内容であったと反省しています。

今回で最後となりますので、振り返ってみました。

第 1 回　体力維持	自分の体を考えて年齢とともに低下する体力の維持と低下防止
第 2 回　右脳の活性化	右脳をはたらかせる方策とパニック防止
第 3 回　睡眠	いかに快適に睡眠をとるか、寝覚めの快適さ
第 4 回　安全を考える	身の回りの危険回避と安全意識高揚
第 5 回　水の不思議	この分子量で液体、地球上での水の保有量
第 6 回　二日酔い	原因、防止方法
第 7 回　走ることの人生	自分の体力に合わせたトレーニングと意識、体力の保持方法
第 8 回　私のスキー遍歴	趣味に没頭、楽しみを見つける
第 9 回　人生	余命が少なくなり、これを無駄にしない意識
第 10 回　五十肩	関節等の動きを考える
第 11 回　コミュニケーション	他人とのかかわり方、きっかけづくり

最近はトレーニングも怠け、体力的にも不安を抱くような状態ですが、年 2～3 回の市民マラソンへのエントリーと冬のスキーは続けております。

今シーズンも「私のスキー遍歴」で記述した仲間と 7 回、延べ 20 日程、スキーを楽しみたいと思っています。

当然のことながら、交通安全活動と見守り活動にも時間を惜しまず、微力ながら地域に貢献したいと思っています。

これまで皆さんにお付き合いして頂き、ありがとうございました。

（弥・味・嘉）

☆★　趣 味 の 時 間　☆★

本田技研工業㈱鈴鹿製作所
鈴木　隆広

「趣 味 が 講 じ て 仕 事 に」

みなさん、はじめまして。本田技研工業㈱鈴鹿製作所で安全推進を担当しています鈴木です。「私の趣味」を紹介させていただきます。

高校を卒業するまで、オートバイにまったく興味の無かった私が、４輪免許のついでに２輪免許を取得した時からオートバイへの興味が始まりました。

くしくも 90 年初めは、オートバイブーム。友人や会社の先輩の誰もが乗っていたので、初任給ですぐ購入し、沢山のツーリングに行きました。先輩の運転はとても上手で、あんな風に乗れるようになりたいと思いました。

それから２年後、東京モーターショーで「CB1000SF」を見たとたん「ビッビッ！」と衝撃が走りました。

「なんて格好良いんだ！これこそ、私が乗るべきオートバイだ！！」

それからすぐに限定解除の試験を受けに行きますが、簡単には合格できません。

当時は、自動車学校で取得できる免許ではなく免許センターの厳しい実技試験を合格しないと取得できませんでした。

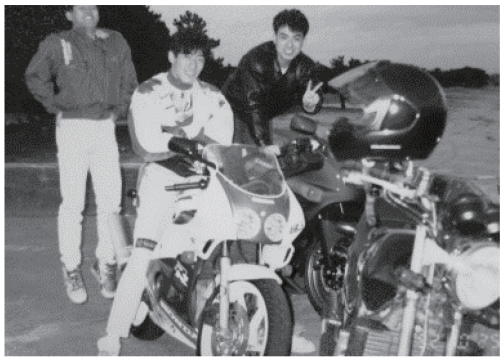

（中央が私　CBR250RR です）

（左が CB1000SF です）

噂では 6%くらいの合格率で、司法試験並みだと聞きましたが、運が良いのか実力があるのか、3回目で合格する事ができ、喜んで CB1000SF を予約しました。

納車後は、仲間とツーリングを楽しんでいましたが・・・そのうち彼女ができて休日はデート。

心は少しずつオートバイから離れてしまい、とうとう手放してしまいました。

それからは、小排気量のオートバイを通勤で乗るくらいで、趣味には程遠いものになってしまいました。

ある日、上司から「鈴木！昔、オートバイによく乗っていたな。今度、社内交通安全インストラクターになって、従業員の交通安全指導をしてくれないか？」と言われました。

私のオートバイ好きを覚えてくれていたのが嬉しく、二つ返事で了承しました。

そうなるとまた、オートバイに興味を持ち始めたのです。

（交通安全インストラクター大会にて）

（CB1300SF　タンデム）

奥さんに頼み込んで購入許可を得ました。

カタログや雑誌を読みあさり、試乗会に参加していたその時、発売されたばかりの CB1300SF で２度目の「ビッビッ！」。

購入したのは、言うまでもないことです。

今度は、「CB1000SF のときの様な中途半端なことはしないぞ！」と誓いました。

オートバイの楽しさを奥さんにも共有してもらおうと、二人乗り（タンデム）にしました。

乗り始めると自分で整備がしたくなり、メンテナンスを開始。

私のこの性格、中途半端は嫌なので、整備士３級の資格を取得してメンテナンスをとことん行うだけでなく、「エイプ･100」というオートバイでレースを始めました。

（ゼッケン５５が私）

鈴鹿サーキットでタイムを出すために、何度もエンジンをオーバーホールや調整を行い、乗ることとメンテナンスの技術を磨いてタイムアップすることができました。

（子供の勇姿？）

さらに子供を「KIDS オートバイ教室」に参加させると、あっと言う間に乗れるようになり、操る喜びを知ってもっと乗りたいと言う程になりました。

今後が楽しみです。

仕事の話に戻ると、交通安全講習では、常に次のことを伝えています。〈当然、実践しています。〉

「周りの方が（見ていて、同乗していて）安心出来る運転をしている。」

講習では、一つでも気付いてもらい、交通事故の抑制に役立てることが私の役目だと思っています。

（講習中の私です）

また、いろんな種類のオートバイに乗ってきましたが、その度に乗り換えていけば良かったものの、過去に大事なオートバイ（CB1000SF です）を手放した後悔があるので、ほとんどのものが家に残っていて、現在９台も所有しています。

（修理中も含め９台）

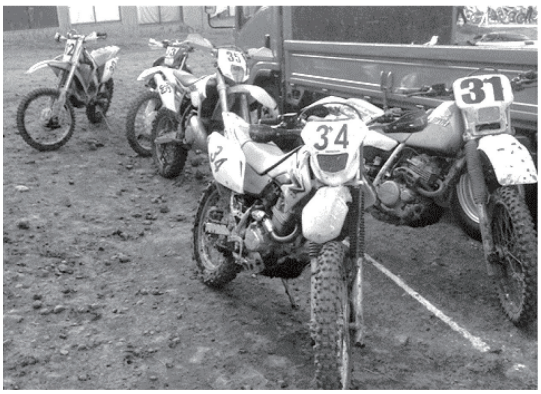

（オフロード走行後　泥々です）

「身体は、一つしかないのに・・・」なんて言われていますが、何れのオートバイにも一台一台に思い出があり、手放すことができずにいます。

最近は、オフロードバイクにも嵌ってしまい、山奥の林道？などの悪路走行を楽しんでバランス感覚を養っています。

すべての走行や経験が、社内交通安全活動に活きていて、まさに『趣味と実益』を兼ねています。

私にとってオートバイは家族・子供・会社の絆となっていて、毎日の頑張りの源です。

家族の小言にはめげずに、今後もオートバイライフを継続していきます。

（了）

これからの講習会で使用する法令集、テキスト、問題集です。
最新のテキストを使用してください。

図　書　名		発行月 ※は予定	価　格（税込）	
			一 般	会 員
法　令	高圧ガス保安法規集（第 15 次改訂版）	H28.1	4,830	**4,350**
甲種機械	高圧ガス保安技術（第 13 次改訂版）	※H28.2	6,070	**5,460**
甲種化学	試験問題集（H28 年度版）	※H28.2	3,600	**3,240**
乙種機械	中級高圧ガス保安技術（第 13 次改訂版）	H27.12	4,010	**3,610**
乙種化学	試験問題集（H28 年度版）	※H28.3	3,600	**3,240**
丙種化学	初級高圧ガス保安技術（第 13 次改訂版）	H27.12	2,670	**2,400**
（特別）	試験問題集（H28 年度版）	※H28.3	3,090	**2,780**
一種販売	第一種販売講習テキスト（改訂版）	H27.3	2,980	**2,680**
	試験問題と解説〔東京都高圧ガス保安協会発行〕	※H28.4	2,300	**2,300**

・図書は、三重県高圧ガス安全協会のホームページ（http://www.ankyo-mie.jp/）から
　お申し込みください。
・ＦＡＸでの申込用紙は、ホームページの「トピックス」頁に掲載しています。

高圧ガス輸送防災講習会

27 年度の「高圧ガス輸送防災講習会」は、9 月 27 日の日曜日に三重県四日市庁舎大会議室において開催しました。

当講習は、高圧ガス輸送車両のドライバー、輸送関係者、防災事業所関係者に高圧ガス輸送に関する防災や安全意識の高揚を図ることを目的として毎年開催しています。

日曜日にもかかわらず、多くの方に参加いただきました。

午後からは、高圧ガス溶材組合による容器の積載方法や防災資機材の確認などについて実車を用いての説明が行われました。

また、液化炭酸ガスの極低温容器を荷台から降ろす際の事故が他県で発生していることから、これに関する取扱方法の解説も行われました。

日　時：９月２７日(日)　９時～11 時 45 分
会　場：三重県四日市庁舎 大会議室
受講者：81 名
講習内容：(1)「高圧ガス保安法」について
　　三重県防災対策部 消防･保安課　主査　森村高幸 様
(2)「安全運転と事故防止」について
　　四日市南警察署交通第一課　交通総務係長　吉水順子 様
(3)「高圧ガスの輸送の心構え」について
　　元東海運輸建設㈱安全企画部長　　神谷任男 様

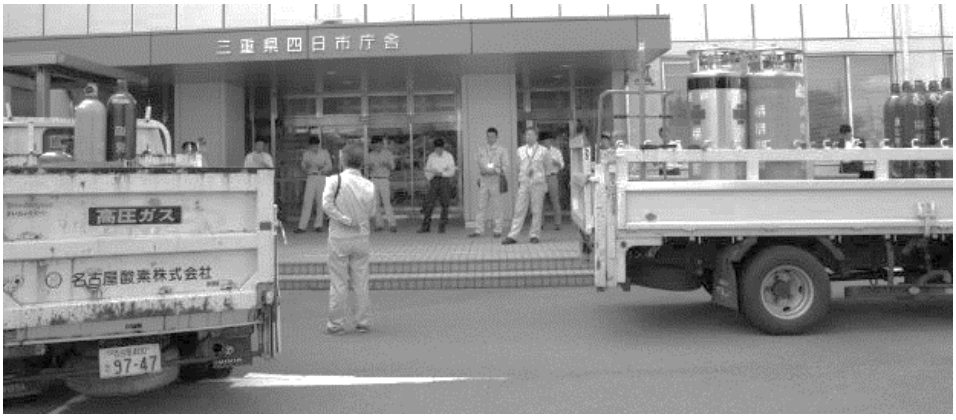

高圧ガス消費事業所保安講習会

溶材組合、安全協会の共催で開催している「高圧ガス消費事業所保安講習会」は、県内を4地区に分け、毎年1地区で開催しています。

27年度は、9月29日の午後、伊賀市で開催しました。

当講習は、高圧ガス（特に酸素、アセチレンなど）の消費事業所を対象として、高圧ガスの基本的な取り扱いを中心に防災や安全意識の高揚を目的としています。

伊賀地域の販売店からのご案内により、多くの事業所から参加いただきました。

講習は、法律や事故、高圧ガスの知識、消費機器取り扱いの注意点などの講義に続いて、酸素、アセチレン、水素の燃焼実験を屋外で実施し、高圧ガスの危険性などを確認していただきました。

なお、実験には伊賀市消防本部様に消防警戒などのご協力を頂戴いたしました。

日　時：９月２９日㈫　１３時～16時
会　場：伊賀市ゆめぽりすセンター
受講者：78名
講習内容：⑴「高圧ガス保安法と事故」
　　三重県防災対策部 消防･保安課　主幹　佐藤弘之 様
⑵「高圧ガスの知識」
　　四日市オキシトン㈱四日市工場長　羽賀健浩 様
⑶「高圧ガス消費機器の取り扱い」
　　ヤマト産業㈱取締役 技術部統括部長　北野辰治 様
燃焼実験：⑴ 酸　素
⑵ アセチレン
⑶ 水　素
　この他、液体窒素による生花、ゴムボールの冷凍破砕実験
　　液体酸素の色の確認

消防機関高圧ガス講習会

交通事故等でガス漏洩が発生した場合に火災や爆発を防除し、有毒なガスの除害措置などの活動に従事される消防機関の皆様に防災事業所や高圧ガスについて理解していただくための講習会を開催しています。

平成 24 年度から開始し、今回で 4 回目の開催となりました。

また、「高圧ガスの基礎知識」については、三重県の地域機関で高圧ガス保安法を担当される職員の皆様にも受講していただきました。

更に午後の「高圧ガス実験・訓練」にも参加していただきました。

開催日時：11 月 25 日(水)　9 時～11 時 30 分

会　　場：三重県消防学校　講堂

出 席 者：各消防本部 31 名、三重県職員 23 名

講習内容：① 高圧ガス防災事業所について

副会長（移動防災部会長） 北村 保

② 高圧ガス保安法令について

三重県防災対策部 消防・保安課 技師　中西裕也 様

③ 高圧ガスの基礎知識

日本エア・リキード㈱四日市ガスセンター長 芝 和人 様

平成２７年度　高圧ガス実験・訓練

「平成 27 年度高圧ガス実験・訓練」は、昨年に引き続き、鈴鹿市の三重県消防学校放水訓練場において 11 月 25 日に開催しました。

昼前から降り出した小雨の中、13 時、安全協会会長挨拶の後、実験・訓練を開始しました。

今年は、訓練と実験とに分け、次の内容で行いました。

「第１部」訓練	①アンモニア容器輸送時の漏洩事故対応訓練 ②ＬＰガス容器バルブ漏洩防止訓練
「第２部」実験	①酸素の燃焼実験 ②アセチレンの燃焼実験 ③水素の燃焼実験 ④ＬＰガスの燃焼実験 ⑤モノシランの燃焼実験

雨にもかかわらず、消防機関、高圧ガス取扱事業所などの多く方に見学していただき、日頃、目にすることの無いガスの異常な燃焼などの実験を見ていただき、次回は自社の保安教育として利用したいとの声もありました。

また、今回は、実験・訓練を開始するまでに、液体窒素を用いた生花やゴムボールの冷凍破砕実験を見学にこられた皆様に体験していただき、液化ガスの性質を体感していただきました。このほか、災害用ＬＰガス発電機稼働展示も行いました。

当実験・訓練には、三重県消防・保安課、三重県消防学校、鈴鹿市消防本部、鈴鹿警察署、三重県高圧ガス溶材組合、三重県ＬＰガス協会をはじめ、大陽日酸㈱、高圧ガス工業㈱などのご協力を得て無事に実施することができました。

紙面をお借りしてお礼申し上げます。

実験・訓練の概要は、次のとおりです。

第１部　訓　練

①アンモニア

アンモニア容器の輸送中にガスが漏洩したことを想定し、消防、警察との連携により、高圧ガス防災事業所が出動して、ガス漏洩を閉止させるほか、散水により有毒ガスの除害を行う訓練

②液化石油ガス（ＬＰガス）

ＬＰガスの容器バルブからのガス漏洩をゴムベルトまたは防災用キャップの装着により閉止させる訓練

第２部　実　験

①酸素《酸素の支燃性を示す実験》

容易には燃えない防炎シートに液体酸素を振りかけると、炎を近づけただけで一瞬にして燃焼する実験

赤熱させた鉄製の配管に酸素を吹き込むと、配管が火花を散らして燃焼する実験

②アセチレン《安全栓からの炎の状況を確認する実験》

容器本体及びバルブに装着されている安全栓が作動すると勢いよく二方向に燃え上がる炎の状況を確認、消火後に木栓で閉止する実験

③水素《燃焼炎は見えにくく、燃焼温度が高いことを確認する実験》

燃焼炎は輝きがほとんど無く、見えにくいので、塩化ナトリウム水溶液を噴霧してオレンジ色を発する炎色反応により確認する実験

燃焼炎に金網をかざすと容易に赤熱して溶解することで燃焼温度が非常に高いことを確認する実験

④液化石油ガス《燃焼炎の違いを確認する実験》

気化した状態で燃焼させた炎よりも液体のまま燃焼させる方が大きな炎となることを確認する実験

⑤モノシラン《自然発火の実験》

容器から漏洩すると自然発火し、消火器では消火できないことの実験

水中を通った気泡が自然発火する実験

ガスを封入した風船を割ると爆音をたてて燃焼する実験

以上の実験・訓練の展示後、鈴鹿市消防長様から講評をいただき、14 時半に終了しました。

富山県高圧ガス移動防災訓練視察記

秋晴れの 10 月 9 日、富山県高圧ガス地域防災協議会の移動防災訓練が、黒部市黒部川四十八ヶ瀬大橋上流の河川敷を会場に実施された。この訓練を森川（会長)、新川（副会長）北村（副会長：移動防災部会長）の 3 名が視察した。

朝 8 時、名古屋駅を出発、金沢駅から 3 月に開業したばかりの北陸新幹線『はくたか』に初乗車、従来の新幹線とは違って乗り心地は快適、しかも枕を背丈に合わせることができるタイプであった。黒部宇奈月温泉駅着 12 時、駅付近は田園風景が広がるばかり。

会場に到着すると地防協会長の富山県ＬＰガス協会中村代表理事が挨拶に来られた。

訓練参加者は、46 名（黒部消防署 14、黒部警察署 2、地防協関係者 30）で、高圧ガス関係者、関連機関、地元住民など約 150 名の見学者があった。

13 時半からの地防協会長挨拶に引き続き、以下の訓練や実験が実施された。

１．ＬＰガス容器積載車両の事故想定訓練

ＬＰガス容器を積載した配送車両に乗用車が追突。運転手が負傷して破損した車から脱出できないため、消防レスキュー隊が車体を電動カッターで切断して救出。

一方、防災隊によるガス漏れ防止の木栓打ち及び広報、消防隊による出火に備えての警戒筒先配備が行われた。

２．災害時におけるＬＰガス供給設備設置訓練

地震、台風等の自然災害が発生し、避難所を設置、ライフラインが途絶したことを想定。炊き出し等のため、ＬＰガス供給設備設置訓練が実施された。

３．高圧ガス物性実験

①ＬＰガス

ガスホースが引っ張られると、張力式ガス放出防止装置が作動してガスを遮断する実験及びガス状と液状の燃焼状態の違いによる危険性確認の実験

②特殊高圧ガス（モノシラン）

モノシランが容器から大気中に放出されると、自然発火して激しく燃焼する実験及び消火器では火が消えないことを確認する実験

モノシランを水中に放出し、ガスが水面で空気に触れた瞬間発火燃焼する実験

③水素ガス

水素ガスの燃焼炎を確認する実験及び消火実験

訓練は、新川地域消防本部消防長の講評を受け、15 時半に終了した。

きびきびした見事な訓練で、事前に良く訓練されたものと思われ、我々の訓練に向けて心新たに取り組む意欲を持った。

（三菱化学物流 北村記）

28年度（上期）講習会のお知らせ　（ＫＨＫ中部支部）

★印のお申し込みは、KHKのホームページ(http://www.khk.or.jp)で24時間対応します。
専用郵便振替用紙でお申込みの場合は、受付最終日が下記日付の2日前となります。
○印は、KHK中部支部へ電話(052-221-8730)でお申込ください。(土日祝日を除く)

種　類			講習日(検定日)	会　場	受付期間
特定高圧ガス 取扱主任者講習 (液化酸素、特殊高圧ｶﾞｽ)			4／11～12 **(検定 4／21)**	名古屋商工会議所 (検定会場) 電気文化会館	○ 3／8～25
甲種機械講習			4／26～28 **(検定 5／29)**	名古屋国際会議場 (検定会場) 名古屋工学院専門学校**【予定】**	★ 3／14～27
甲種化学講習			4／18～20 **(検定 5／29)**	IMYビル4階 (検定会場) 名古屋工学院専門学校**【予定】**	
乙種機械 講 習	愛知	第1次	5／10～12	名古屋国際会議場	★ 3／28～4／10
		第2次	5／24～26		
			(検定 6／12)	(検定会場)名古屋工学院専門学校	
	三 重		5／31～6／1、2 **(検定 6／12)**	プラトンホテル四日市 (検定会場)名古屋工学院専門学校	
乙種化学講習			5／17～19 **(検定 6／12)**	IMYビル4階 (検定会場)名古屋工学院専門学校	★ 3／28～4／10
第一種販売講習			6／6～8 **(検定 6／24)**	IMYビル4階 (検定会場)熱田神宮文化殿**【予定】**	★ 5／2～15
丙種化学 特別講習	愛知	第1次	6／8～10	名古屋国際会議場	★ 5／2～15
		第2次	6／14～16		
		第3次	6／21～23		
			(検定 7／3)	(検定会場)名古屋工業大学**【予定】**	
	三 重		6／14～16	三重県トラック協会 北部サービスC	
			(検定 7／3)	(検定会場)名古屋工業大学**【予定】**	
保安主任者講習			6／30～7／1	IMYビル4階	★ 5／23～6／5
保安係員 (一般高圧ガス) 講 習	愛知	第1次	7／19～20	名古屋国際会議場	★ 5／23～6／5
		第2次	7／26～27		
	三重	第1次	7／6～7	四日市農協会館	
		第2次	7／13～14		
高圧ガス移動監視者講習 (総合)			8／24～25 **(検定 9／4)**	名古屋企業福祉会館 (検定会場) 熱田神宮文化殿**【予定】**	○ 7／20～8／5
特定高圧ガス 取扱主任者講習 (液化酸素、特殊高圧ｶﾞｽ)			9／1～2 **(検定 9／16)**	名古屋商工会議所**【予定】** (検定会場) 熱田神宮文化殿**【予定】**	○ 8／8～25

※ **【予定】** と記載した会場は、変更となる場合がありますので、ご注意ください。

平成２７年度　高圧ガス製造保安責任者等試験結果

11 月 8 日に実施された 27 年度高圧ガス製造保安責任者及び高圧ガス販売主任者試験の合格者発表が 1 月 5 日にありました。

三重県会場（三重大学）での出願者数は 1,292 名と近年では最も多く、26 年度よりも 150 名増加しました。

中でも乙種機械が 130 名、丙種化学（特別）が 49 名増加しており、いずれも講習検定の合格者（保安管理技術及び学識免除）の出願が大きく増えました。

受験者 1,187 名のうち 496 名が合格され、三重県の平均合格率は、41.8％と 26 年度より 11.8 ポイント上昇しました。

第二種販売を除くすべての種類で合格率は上がりました。

特に乙種化学、乙種機械、丙種化学（液石）、丙種化学（特別）、第三種冷凍機械の受験者で講習検定の合格者の合格率は、26 年度よりも 20 ポイント以上あがりました。

なお、合否の通知は、1 月 5 日に高圧ガス保安協会試験センターから受験者へ発送されています。

平成 27 年度の受験・合格状況を次ページに掲載しました。

平成２８年度 高圧ガス製造保安責任者等試験は、

１１月１３日 日曜日 の予定です。

試験は、**毎年 11 月の第２日曜日**に実施されます。

「受験案内」は、7月 1 日（予定）から各所で配布します。

免状交付

高圧ガス製造保安責任者免状・販売主任者免状の交付は、
下記へ申請してください。

〒105-8447
東京都港区虎ノ門４－３－１３　ヒューリック神谷町ビル
高圧ガス保安協会 試験センター

ＴＥＬ：03(3436)6106
ＦＡＸ：03(3436)5746
フリーダイアル：0120(66)7966

KHK 免状　検索　http://www.khk.or.jp/

平成２７年度　出願・合格状況　（三重県会場）

試験の種類	免除の区分	出願者数	受験者数	合格者数	合格率(%)	26年度 合格率(%)
乙種化学	免除なし（全科目受験）	66	60	5	8.3	11.7
	法令免除	－	－	－	－	50.0
	保安管理技術及び学識免除	75	74	46	62.2	31.1
	小　　計	141	134	51	38.1	20.6
乙種機械	免除なし（全科目受験）	220	188	15	8.0	5.9
	法令免除	1	1	1	100	100
	保安管理技術及び学識免除	191	191	112	58.6	38.6
	小　　計	412	380	128	33.7	15.1
丙種化学（液石）	免除なし（全科目受験）	83	64	10	15.6	10.1
	保安管理技術及び学識免除	38	38	38	100	66.7
	小　　計	121	102	48	47.1	24.5
丙種化学（特別）	免除なし（全科目受験）	128	110	13	11.8	5.2
	保安管理技術及び学識免除	147	145	102	70.3	45.1
	小　　計	275	255	115	45.1	26.8
第二種冷凍機械	免除なし（全科目受験）	28	25	4	16.0	16.7
	保安管理技術及び学識免除	43	41	32	78.0	62.5
	小　　計	71	66	36	54.5	36.5
第三種冷凍機械	免除なし（全科目受験）	107	94	19	20.2	16.5
	保安管理技術免除	39	39	35	89.7	65.9
	小　　計	146	133	54	40.6	31.3
第一種販　売	免除なし（全科目受験）	19	17	10	58.8	55.6
	法令免除	2	2	2	100	100
	保安管理技術免除	6	6	6	100	83.3
	小　　計	27	25	18	72.0	65.4
第二種販　売	免除なし（全科目受験）	63	57	17	29.8	46.7
	高圧法免除	1	1	1	100	－
	液石法免除	4	3	2	66.7	75.0
	保安管理技術免除	28	28	23	82.1	90.9
	高圧法・保安管理技術免除	－	－	－	－	100
	液石法・保安管理技術免除	3	3	3	100	100
	小　　計	99	92	46	50.0	68.6
合　　計		1,292	1,187	496	41.8	30.0

編 集 後 記

明けましておめでとうございます。

今年も「協会だより」をよろしくお願いいたします。

高圧ガス安全協会会長会社の任期も本年度で終了します。11 月に行われた「高圧ガス実験・訓練」は、昨年同様に皆様のご協力で大成功でありました。（今年も天候には恵まれませんでしたが…）安全協会に携わり、各社多くの人に支えられ、ご指導を得ることができました。会のメンバーも年を重ねる毎に替わっています。そろそろ私も交代の時期のようですが、残された行事については全力で全ういたします。是非、反省会をしましょう。（森川）

海外駐在から帰国し１年が経とうとしております。改めて日本の四季の良さを感じています。海外では旬の食べ物はあまり無く、一年中同じ物を食べていました。秋にはサンマ、冬には鍋と一年中季節の美味しい物があり、日本人で良かったと実感しております。この冬も美味しい物を食べ歩くぞ。（新川）

11/13 パリ市内で起こった同時テロ。ＩＳ（イスラム国）が世界を恐怖に陥れている昨今、次は、アメリカ、日本も標的と明言している。オランド仏大統領を中心にＩＳを壊滅させるための同盟各国と同調を諮って空・陸・海から掃討作戦を強行しているが・・・。
『一日も早く平和な日々になるように！』パリに在住している娘の父として切に思う。（北村）

前任の金森から編集委員を引き継ぐことになりました。安全協会の仕事は初めてで、至らないこともあるかと思いますが、皆様とお仕事ができることを楽しみにしています。一日も早くお役に立てるよう努めますので、前任者同様ご指導ください。（中西）

編集委員として４年目に入りました。月日の経つのは早く、六十半ばを過ぎて、最近、退職後のことを考えるようになりましたが、私には仕事以外趣味は無く、家内からも“何か趣味を見つけやなあかんよ”って言われています。無趣味が趣味ではダメですね。
今年も趣味を見つけながら精一杯頑張りますので、よろしくお願いします。（加田）

お正月に食べすぎて体重が気になる方も多いかと思います。皆さんのお宅ではおせちはどうされていますか？豪華なおせちの広告を目にしますが、購入したことがありません。毎年“作らなくてもいいよ～”の声を聞きながら、娘たちを助手に楽しく作っています。
義父の田舎の習慣で、31 日の夕飯におせちを食べるのには“びっくりぽん！”でしたが、今では普通に元日に食べています。（木村）

私のワンショット

もののけ姫のモデル地となった屋久島です。木魂（こだま）がいました。（中西）

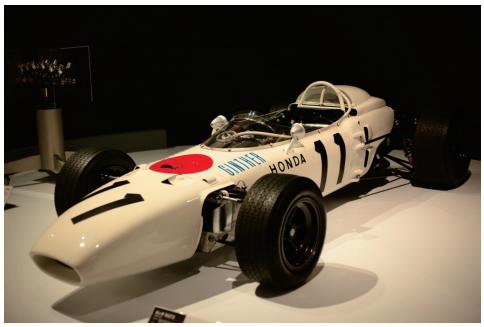

ホンダがＦ１で初勝利した1965年のマシン。50年以上経っているけれど、とてもカッコ良く見えるのは私だけでしょうか？（新川）

「花燃ゆ」の富岡製糸場へ行ってきました。昨年、世界遺産に登録されました。蚕にそっくりなチョコレートが有名です。（森川）

９月新発売のものと以前からある美味しいウィスキー達。毎晩楽しんでいます。（鈴木）

親子？の鯛を釣りました。紀伊長島沖の太平洋で。（北村）

鈴鹿のケーキ店、月一度のアントルメデーが楽しみです。朝から並んでゲット。（木村）

いろんなシーンで、簡単に撮れるので、ステキな写真がたくさんあるかと思います。誰かに見せたくなりますよネ。
このページでお披露目してみませんか？
あなたのスマホやパソコンに埋もれている『私のワンショット』をメールでお送りください。掲載分にはお礼を差し上げます。

協会だより　第５７号
発行日　平成28年1月15日
発行者　三重県高圧ガス安全協会　村 重 伸 顕
〒510-0855
四日市市馳出町三丁目29番地　親和ビル2F
電話　059(346)1009　FAX　059(346)1521
E-mail　ankyo@m4.cty-net.ne.jp
印刷所　有限会社　住吉孔版社
〒510-8003　四日市市住吉町6－8
電話　059(365)1924

PC0-0901

RIKEN KEIKI

国内メーカー初 1台で最大6種類のガスを同時検知可能
PIDセンサ搭載でVOC検知も可能！

ポータブルマルチガスモニター

Model GX-6000

TIIS（(公社）産業安全技術協会）防爆検定合格品
ATEX（欧州防爆機器指令）防爆検定合格品
IECEx（IEC防爆電気機器規格適合試験）合格品
CE Marking 適合品

VOC SO_2 NO_2 HCN NH_3 Cl_2 CO_2

HC CH_4 O_2 H_2S CO

●最大6種のガスを検知可能

可燃性ガス、酸素、硫化水素、一酸化炭素の他、新規に開発した13種類のスマートセンサから最大2種類お選びいただけます。

●有害な化学物質の自主管理に！

リスクアセスメント実施義務化の対象となる化学物質の安全管理に最適。
1台で複種類のガスを測定でき、作業効率UPに効果的です。

●日本語表示可能

日本語を含む多言語表示可能で、設定変更などの操作を容易に行えます。
フルドットディスプレイにより文字も数字も見やすく表示します。

●パニック警報&マンダウン警報※

作業者の安全を守る2つの新機能を搭載しました。

- ◆パニック警報：　手動で警報を発し、周囲に現場の異常を知らせる機能。
- ◆マンダウン警報※：一定時間動作を感知しない場合に自動で警報を発し、周囲に携帯者の異常を知らせる機能。

※マンダウン警報は通常OFF設定です。ご利用になる場合には弊社営業部までご連絡ください。

理研計器株式会社